

# 第2章

## 就労・住居の確保等のための取組



世界の菊 明るい元気な菊

第1節 就労の確保等

第2節 住居の確保等

# 第2章 就労・住居の確保等のための取組

## 第1節 就労の確保等

### 1 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

#### (1) 職業適性等の把握【施策番号1<sup>※1</sup>】

#### (2) 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号2】

法務省は、矯正施設<sup>※2</sup>において、就労支援体制の充実のため2006年度（平成18年度）からキャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員である就労支援スタッフを配置しており、2020年（令和2年）4月現在、刑事施設<sup>※3</sup>76庁、少年院43庁に配置している。就労支援スタッフは、個別面接等により就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを実施するなど、受刑者等に対するキャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連絡調整業務等に当たっている。また、2019年度（令和元年度）からは就労支援を推進する就労支援専門官を配置しており、2020年4月現在、刑事施設13庁、少年院2庁に配置し、就労支援体制の一層の充実を図っている。さらに、2020年度からは、就労の確保及び職場定着に困難が伴う受刑者に対して、矯正官署（ここでは矯正管区及び刑事施設をいう。）及び更生保護官署（地方更生保護委員会及び保護観察所をいう。以下同じ。）が連携して、アセスメントに基づく矯正処遇、生活環境の調整及び就労の確保に向けた支援等を一体的に行う包括的な就労支援を、刑事施設3庁で実施することとしている。

刑事施設において、受刑者に対して、特別改善指導（[資2-2-1](#)参照）として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組を具体化させる就労支援指導（[資2-2-2](#)参照）を実施しており、2019年度の受講開始人員は3,664人であった。また、受刑者に社会に貢献していることを実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、2011年度（平成23年度）から公園の清掃作業を行うなどの社会貢献作業を実施しており、2019年度は、刑事施設37庁46か所において社会貢献作業を実施した。

さらに、刑事施設及び少年院において、受刑者等の職業意識をかん養し、就労意欲を喚起することを目的として、協力雇用主<sup>※4</sup>等の出所者等の雇用経験のある事業主等による職業に関する講話を実施しており、2019年度においては、41施設において延べ53回の講話が行われ、延べ3,557名の受刑者等が受講した。

少年院において、在院者に対し、職業指導（[資2-2-3](#)参照）の一環として、有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導をする職業生活設計指導科を設けている。職業生活設計指導科では、原則として全在院者を対象に、社会人としての基礎マナー、事務処理能力及びパソコン操作能力について108単位時間（1単位時間は50分）をかけて指導することとしている。少年院における処遇の概要については【[施策番号75](#)】を参照。

保護観察所において、ハローワークと連携して、保護観察対象者等のうち、就労体験の乏しい者、就労に必要な知識・技能が身に付いていない者等に対して、刑務所出所者等総合的就労支援対策（【[施](#)

※1 再犯防止推進計画（基礎資料の2参照）との対応状況を明らかにするために付したものの。

※2 矯正施設  
刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

※3 刑事施設  
刑務所、少年刑務所及び拘留所をいう。

※4 協力雇用主  
保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。

策番号5ア】参照)におけるトライアル雇用、職場体験講習及びセミナー・事業所見学会の支援メニュー等を活用して就労支援を行っている。また、保護観察対象少年に対しては、必要に応じて少年鑑別所で実施しているアセスメントを活用して就労意欲や職業適性の把握に努めている。

資2-2-1 刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ



出典：法務省資料による。

## 資2-2-2

## 就労支援指導の概要



地域社会とともに  
開かれた矯正へ

## 刑事施設における特別改善指導

## 就労支援指導

## ■ 指導の目標

社会復帰後に職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることを目的として、職場に適應するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させる。

## ● 対象者

- ・職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者 又は
- ・釈放の見込日からおおむね1年以内であり、稼働能力・就労意欲を有し、公共職業安定所による就労支援を受ける意志がある者のうち、刑事施設の長が本指導をすることが必要であると認めた者

## ● 指導者

刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（SST指導者）等

## ● 指導方法

SST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）、講義、視聴覚教材 等

## ● 実施頻度等

1単元50分 全10単元 標準実施期間：5日間

## カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。	講義
これまでの就労生活と自己の問題点	これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	講義、討議
就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー	職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話対応の仕方等）について、演習等を通じて習得させる。	講義、演習、視聴覚教材視聴、SST
問題解決場面への対応	職場において、危機的な場面に陥った場合の対処法について、SSTを通じて具体的・実践的に習得させる。	
就労に向けての取組	履歴書の書き方、面接のポイント等、出所後、就職活動をするに当たって必要な事項や手続に関する知識や技能を習得させるとともに、実際に就労生活を始めてからの心構え等について理解させる。 さらに、出所後の生活計画を立てさせ、その実現のための具体的な方法を考えさせる。	講義、演習、視聴覚教材視聴、SST、課題作成、意見発表、討議

出典：法務省資料による。

## 資2-2-3 少年院における職業指導の概要

## 少年院における職業指導

## 目的

在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる。

## 内容

## 職業生活設計指導

【職業生活設計指導科】

有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導  
(職業生活設計指導科、サービス科等)

種目	目的	細目
社会人としての基礎マナー	社会人として働く上で必要となる知識、態度、コミュニケーション能力等の習得を図るとともに、働く意義を理解し、就労における心構え等を身に付けさせる。	就労支援ワークブック
		ビジネスマナー
		危険予知トレーニング
		キャリアカウンセリング講座
		就職活動や就労継続に必要な基礎知識講座
		就労に関する視聴覚教材の視聴
事務処理能力	職業人として身に付けておく必要のある事務処理能力を付与し、就労後に活かせるようにする。	読解力、基本的会話力
		計算力等
パソコン操作能力	基本的な操作能力を習得させる。	文書作成、表計算等

## 自立援助的職業指導

職業生活における自立を図るための知識及び技能の習得並びに情緒の安定を目的とした指導  
(伝統工芸科、手芸科、陶芸科等)



【伝統工芸科】

## 職業能力開発指導

就業に必要な専門的知識及び技能の習得を目的とした指導  
(情報処理科、介護福祉科、溶接科、土木・建築科等)



【介護福祉科】

出典：法務省資料による。

### (3) 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号3】

法務省は、刑事施設において、刑務作業の一つとして、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、職業訓練を実施している。2019年度（令和元年度）には、建設機械科、介護福祉科、溶接科、ビジネススキル科等の合計50科目の職業訓練が実施され、1万3,378人が受講した。そのうち、溶接技能者、自動車整備士、介護職員実務者研修修了証等の資格又は免許を取得した者は、延べ7,572人であった。また、現行の職業訓練を出所後の就労により資するものとするため、有効求人倍率や企業からの受刑者雇用に係る相談件数、内定率、充足率等を考慮しながら、社会ニーズに沿った訓練科目等への見直しを行っており、2020年度（令和2年度）には、複数の施設で実施している類似の訓練を集約させて、建設・土木、農業、介護の各コースを3庁に開設し、訓練内容の更なる充実化を図っている。

職業訓練以外の新たな制度として、2018年度（平成30年度）から、刑事施設在所中に内定企業や就労を希望する業種における就労体験を通じて、イメージと実際の就労環境のかい離を解消させることで、出所後の就職先への定着を図ることを目的として職場体験制度を導入しており、2019年度は、13庁の施設で35人が外部の事業所における職場体験を実施した。

また、一定の要件を備えている受刑者について、釈放後の住居又は就業先の確保等のために引受人<sup>※5</sup>や雇用主等を訪問するなどの必要があるときに、外出又は外泊を許すことがある。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の施行（2006年（平成18年）5月）から2019年末までに、外出503件、外泊26件を実施した。さらに、円滑な社会復帰を図るため必要があるときに、刑事施設の外の事業所に通勤させて作業を行わせており、2019年度末現在、17庁において21か所の外部事業所がある。

少年院において、在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために、原則として全ての在院者に職業指導を実施している。2019年には、情報処理科、介護福祉科、溶接科、土木・建築科等の合計8種類の職業指導を実施し、2019年にコンピューターサービス技能評価試験、介護職員初任者研修、大型特殊自動車（I種）運転免許等、何らかの資格を取得した在院者は、延べ3,885人であった。

保護観察所において、刑務所出所者等に対する就労支援を推進するとともに矯正施設における職業訓練の充実にも資するよう、地元経済団体・業界団体、主要企業、産業・雇用に関わる行政機関、矯正施設、更生保護関係団体等が参集する刑務所出所者等就労支援推進協議会を毎年主催し、刑務所出所者等を各産業分野の雇用に結び付けるための方策や人手不足等の産業分野に刑務所出所者等を送り出すための方策等について情報交換や協議を行っている。

### (4) 資格制限等の見直し【施策番号4】

法務省は、2018年度（平成30年度）に実施した、全国約1,000社の協力雇用主に対するアンケート調査<sup>※6</sup>において、犯罪をした者等を雇用したことがある協力雇用主の2.7%が、雇用において資格制限が問題になったことがあると回答したことを踏まえ、2019年度（令和元年度）に各府省庁に対して、刑務所出所者等に対する国家資格等の制限の見直しに関するニーズの有無について調査を実施したところ、各府省が所管する団体も含めて具体的なニーズの把握に至らなかった。そこで、引き続き、実務において刑務所出所者等の職業適性や能力を適切に把握しつつ、取得が特に有用と考えられる資格とその制限等の見直しの必要性について検討することとしている。

※5 引受人

引受人とは、刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に同居するなどしてその生活の状況に配慮し、その改善更生のために特に協力をする者をいう。

※6 協力雇用主に対するアンケート調査

協力雇用主の実情、ニーズ等を把握し、協力雇用主に必要な支援策等を検討するために実施したもの。調査内容は、雇用経験の有無、協力雇用主に対する支援として望むもの、協力雇用主に対する各種支援制度がどの程度周知されているか、雇用に当たっての問題点（資格制限、住居確保）等多岐にわたっている。

## 2 就職に向けた相談・支援等の充実

### (1) 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号5】

#### ア 刑務所出所者等総合的就労支援対策

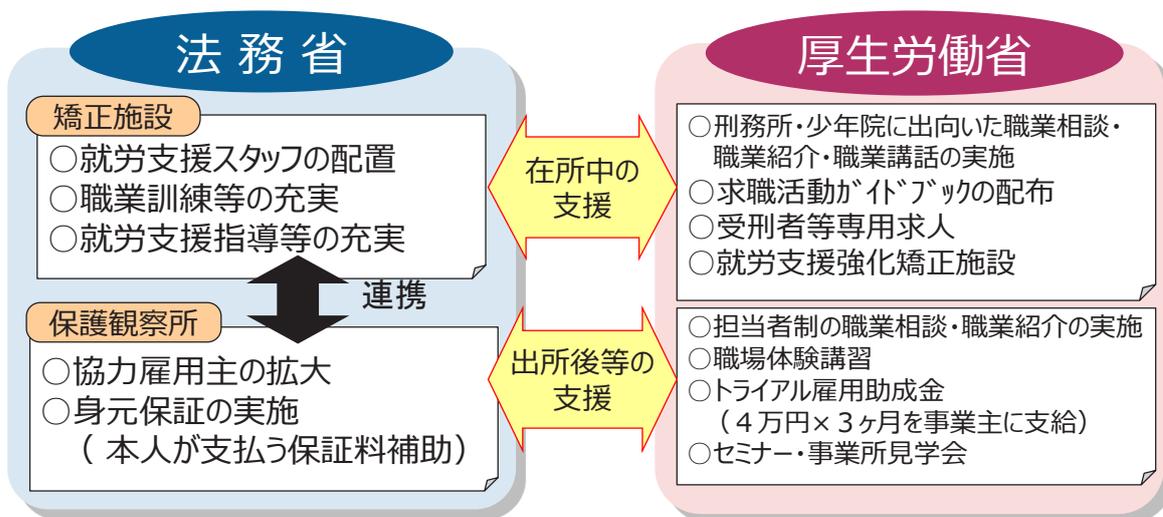
法務省及び厚生労働省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等の就労の確保のため、刑務所出所者等総合的就労支援対策（[資2-5-1](#) 参照）を実施している。この取組は、矯正施設在所者に対しては、ハローワークと矯正施設が連携して、本人の希望や適性等に応じて職業相談、職業紹介、事業主との採用面接及び職業講話等を実施するなどして計画的に支援を行うとともに、保護観察対象者等に対しては、ハローワーク職員が保護観察官とチームを作り、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、職業相談・職業紹介を実施するものである。2019年度（令和元年度）は合計7,411人に対して支援を実施し、合計3,722件の就職に結び付けた（【指標番号5】参照）。

また、保護観察所とハローワークが連携して、求職活動のノウハウ等を修得させ、就職の実現を図ることを目的とする「セミナー」、実際の職場や社員寮等を見学させることにより、事業所の理解の促進を図る「事業所見学会」、実際の職場環境や業務を体験させる「職場体験講習」、保護観察対象者等を試行的に雇用した協力雇用主に対し、最長3か月間、月額4万円（最大）を支給する「トライアル雇用」等の支援メニューを提供している。2019年度は、セミナー・事業所見学会59回、職場体験講習20回を開催し、トライアル雇用により323人が採用された。

資2-5-1 刑務所出所者等総合的就労支援対策の概要

## 刑務所出所者等総合的就労支援対策

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施
- 法務省と厚生労働省（矯正施設・保護観察所・ハローワーク）との連携を強化

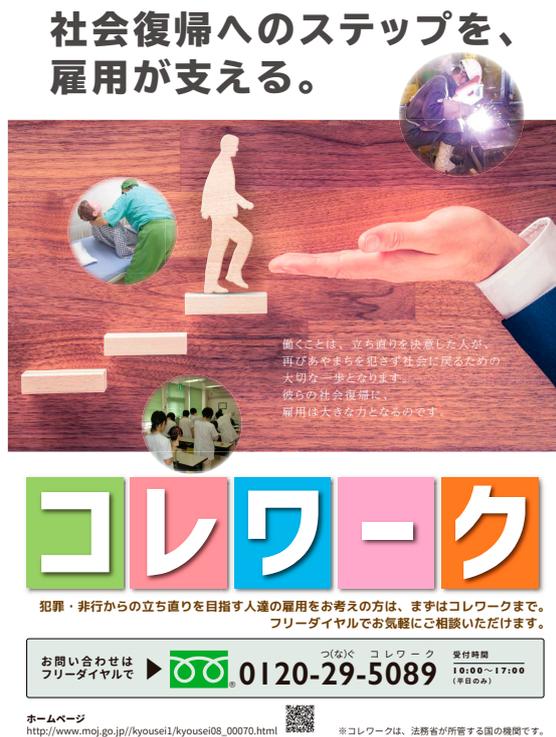


出典：法務省資料による。

イ 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

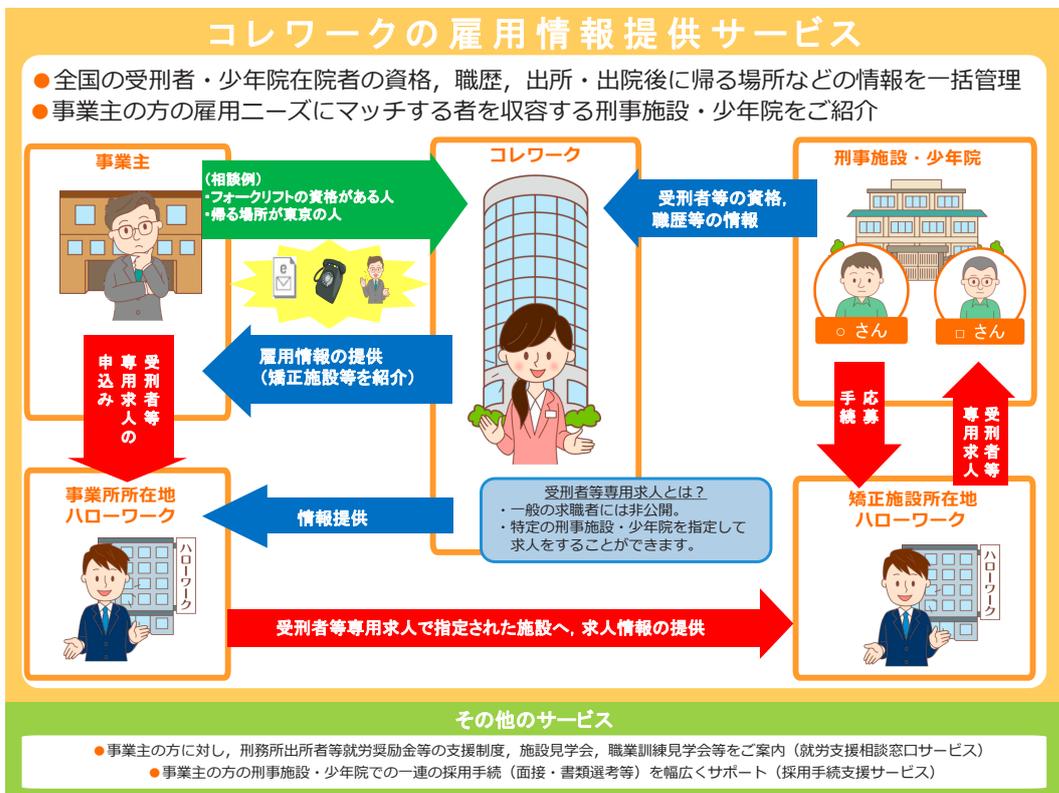
法務省は、2016年（平成28年）11月から、東京矯正管区及び大阪矯正管区にそれぞれ矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）。以下「コレワーク」という。資2-5-2、資2-5-3参照）を設置しているが、2020年度（令和2年度）からは、札幌、仙台、名古屋、広島、高松及び福岡矯正管区にもコレワークを設置し、各矯正管区が所管する地域の雇用情勢等に応じた、よりきめ細かな支援体制等の充実を図ることとしている。コレワークでは、受刑者等の帰住予定地<sup>※7</sup>や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合する者を收容する矯正施設等を紹介するなどしており、2019年度は、事業者からの相談を1,650件受け付け、113件の採用内定に結び付けた。

資2-5-2 コレワークのポスター



出典：法務省資料による。

資2-5-3 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の概要



出典：法務省資料による。

※7 帰住予定地  
刑事施設、少年院に收容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地をいう。

## ウ 更生保護就労支援事業

法務省は、保護観察所において、2011年度（平成23年度）から試行的に実施した成果を踏まえて、2014年度（平成26年度）から、更生保護就労支援事業（資2-5-4参照）を実施しており、2014年度における実施庁は12庁であったが、現在は、22庁に拡充している（このうち3庁での事業は更生保護被災地域就労支援対策強化事業と位置付けられている。）。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、そのノウハウを活用して刑務所出所者等の就労支援を行うものである。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細かな寄り添い型の就労支援を行う「就職活動支援」及び協力雇用主の開拓、協力雇用主研修の実施等の「雇用基盤整備」の各取組を行っており、2019年度は、就職活動支援2,165件、雇用基盤整備1,290件を実施した。さらに、2020年度からは、「雇用基盤整備」に代えて、就労継続に必要な寄り添い型の支援を協力雇用主及び保護観察対象者等の双方に行う「職場定着支援」を新たに実施することとしている。

### 資2-5-4 更生保護就労支援事業の概要

## 更生保護就労支援事業

**概要** 就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、協力雇用主の開拓を推進する事業。



更生保護就労支援事業所

- 専門的知識や経験を有する「就労支援員」を配置
- 令和2年度現在全国19庁で実施（札幌、栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、岡山、香川、福岡、沖縄）  
※岩手、宮城、福島では「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」を別途実施

### 内容



出典：法務省資料による。

## エ その他

法務省は、矯正施設において、2014年2月から、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」の運用を開始している。

2015年度（平成27年度）からは、ハローワーク職員が「就労支援強化矯正施設」に指定された刑事施設に相談員として駐在して支援を実施する取組も開始している。この取組では、刑事施設に駐在しているハローワーク職員が、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施すると

ともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から濃密な支援を実施しており、2020年度は刑事施設35庁に加え、少年施設1庁に駐在するなど、少年施設においても取組を開始している。

また、2018年度（平成30年度）からは、ハローワークと連携して、矯正施設に刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を行う「就労支援説明会」を開催し、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている（写真2-5-1参照）。2019年度は、「就労支援説明会」を延べ120回開催し、これに、延べ5,167人の受刑者等が参加しており、156件の採用内定に結び付けた。

さらに、法務省及び国土交通省は、刑務所出所者等を対象とした船員の求人情報の共有等の就労支援を実施している。

写真2-5-1 就労支援説明会の様子



写真提供：法務省

## Column

### 1 民間協力者等と連携したコレワークの取組

2016年（平成28年）11月、東京及び大阪矯正管区に矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）が新設された。コレワークでは、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、全国の受刑者等の帰住予定地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業主に対して、そのニーズに適合する受刑者等を収容する矯正施設名を情報提供する「雇用情報提供サービス」を主要業務として行っている。

コレワークを利用していただく事業主は、受刑者等の雇用経験が豊富な協力雇用主、受刑者等の雇用経験はない協力雇用主、社会貢献として受刑者等の雇用を検討している事業主など様々である。コレワークの広報活動をする中で、採用選考の方法として受刑者等を雇用するという選択肢もあるのだと知っていただいたものの、その具体的な相談先や各種補助制度を御存じない事業主も多かった。

このような状況の中、2018年度（平成30年度）からは、就労支援の内容をより具体的に知っていただくことを目的としたコレワーク主催の「刑務所出所者等雇用支援セミナー（以下「雇用支援セミナー」という。）」及び個別の事業主の不安や疑問を相談することができる「受刑者等雇用の個別相談会（以下「個別相談会」という。）」を開催している。

前者の雇用支援セミナーでは、各地域の様々な就労支援に係る取組をお知らせすることが大切であり、地元の保護観察所、地方公共団体、労働局及び就労支援事業者機構等と共同開催することとしている。また、刑務所出所者等の雇用経験が豊富な事業主をコレワークの「刑務所出所者等雇用支援アドバイザー（以下「雇用支援アドバイザー」という。）」として招へいし、雇用支援セミナーの席上で様々な経験を話していただき、質疑応答を行うことで事業主が抱く一般的な不安や疑問等を少しでも解消できる体制を整備している。

また、後者の個別相談会については、事業主の不安や疑問等は、事業主ごとに異なっているため、雇用支援アドバイザーにそれらをじっくり相談できる場として、全国各地で毎月1回程度実施している。個別相談会での主な相談内容は、面接時や採用時の留意事項、採用後の接し方、事業主としての心構え、社内でのコンセンサスを得る方法、金銭的援助の方法、薬物事犯者への対応方法等であるが、雇用支援アドバイザーの的確な回答で安心されたり、納得されたりする事業主の方は多く、心強い存在となっている。

そのほか、大阪矯正管区のコレワークも協議委員となっている「兵庫県再犯防止対策関係機関連絡会議」において、関係機関が協力して取り組む就労支援方策を検討した結果、事業主がコレワークに相談する際、事業主の方への矯正施設名の情報提供と求人登録を円滑に進めるため、ハローワークの職員も同席することについての協議が調い、2019年（令和元年）6月から定期的に兵庫県内各地のハローワークで「出張コレワーク」を行っている。今後、実施結果を検証し、より実効性のある形に進化できればと考えている。

以上のように様々な施策を取り入れながら活動してきたコレワークであるが、これまで2か所（東京・大阪）しか設置されていなかったため、各団体や事業主への細やかな対応に課題があったところ、2020年度（令和2年度）からは全国8か所の矯正管区に整備されたため、今後はより細やかに、また強力に活動の幅を広げてまいりたい。



雇用支援セミナーの様子【写真提供：法務省】



個別相談会の様子【写真提供：法務省】

## (2) 非行少年に対する就労支援【施策番号6】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】参照）の一環として、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡し、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等によってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。そうした取組の一環として、少年サポートセンター<sup>※8</sup>が主体となって、就労を希望する少年に対し、就職や就労継続に向けた支援を行っている（写真2-6-1参照）。

写真2-6-1 就労支援の様子



写真提供：警察庁

※8 少年サポートセンター  
都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。

### 3 新たな協力雇用主の開拓・確保

#### (1) 企業等に対する働き掛けの強化【施策番号7】

法務省は、コレワーク（【施策番号5イ】参照）において、企業等に対し刑務所出所者等の雇用に関する働き掛けを積極的に実施している。2019年度（令和元年度）は、刑務所出所者等の雇用に興味がある企業等に対して、刑務所出所者等の雇用に関する制度等について説明する雇用支援セミナー（写真2-7-1参照）や、同セミナーと矯正施設の見学をセットにしたスタディツアー等を開催するなど、431件の広報活動を実施した。

保護観察所において、各都道府県の就労支援事業者機構<sup>※9</sup>や更生保護関係者、矯正施設、労働局、ハローワーク、地方公共団体、商工会議所等経済・産業団体その他関係機関・団体等と連携して、新たな協力雇用主の開拓・確保に努めている。

2018年度（平成30年度）には、法務大臣が経済三団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び公益社団法人経済同友会）のトップと直接面会し、協力雇用主の現状や、法務省が取り組んでいる協力雇用主に対する支援制度について説明した上で、企業における刑務所出所者等の雇用の促進について、経済界の理解と協力を依頼しており、こうした経緯も踏まえつつ、引き続き、2019年度においても、法務省幹部が経済界に対し、刑務所出所者等の就労施策について理解を求め、協力関係の構築に努めている。

加えて、更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】参照）を実施している21庁の保護観察所においては、「雇用基盤整備」として、民間の就労支援事業所が持つ企業等ネットワークを活用しながら、協力雇用主募集のパンフレット（資2-7-1参照）の配布、事業所への個別訪問、説明会の開催等を通じて協力雇用主に係る広報活動を積極的に行い、多くの企業等に保護観察対象者等の雇用について理解と協力を求めた（2019年度まで）。

これらの取組により、2015年（平成27年）4月現在、1万4,488社であった協力雇用主の数は、2019年10月現在、2万3,316社に増加している（【指標番号6】参照）。

なお、保護観察所において協力雇用主を登録する手続は、警察庁及び厚生労働省と協議した上で2018年8月に作成した「協力雇用主登録等要領」に基づいて適切に運用している。

写真2-7-1 雇用支援セミナーの様子



写真提供：法務省

※9 就労支援事業者機構

犯罪をした人等の就労の確保は、一部の善意の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨に基づいて設立され、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献する活動を行う法人。認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構（全国機構）と50の都道府県就労支援事業者機構（都道府県機構）がある。全国機構は、中央の経済諸団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）や大手企業関係者が発起人となり設立され、都道府県機構等に対する助成や協議会の開催等全国的なネットワークでの事業推進を図っており、都道府県機構は、協力雇用主等を会員に持ち、保護観察所等の関係機関や保護司等の民間ボランティアと連携し、具体的な就労支援の取組を行っている。

資2-7-1 協力雇用主募集のパンフレット



**働いて、立ち直る。**  
働く場所があること、仕事を任せてもらえること、更生を目指す人にとって、それは大きな力になります。彼らが立ち直るために、あなたの協力が必要です。

犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける  
**協力雇用主を募集しています。**

再犯防止 就労支援 検索  
お問い合わせは、最寄りの保護観察所へ(法務省ホームページでも詳しく説明しています)  
**法務省 厚生労働省**

**協力雇用主とは…?**

犯罪や非行をした人(刑務所出所者等)の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々です。

**再犯防止を支える協力雇用主**

犯罪や非行をした人は、再び地域に帰ってきます。これらの人が再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。

刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。これらの人への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

▶ 再犯をして刑務所に入った人の多くが、仕事をしていませんでした



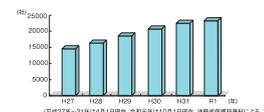
**協力雇用主の現状**

現在、全国に約23,000の協力雇用主がいちじやいますが、実際に犯罪や非行をした人を雇用して下さっている事業主は、そのうち約1,500にとどまっています。

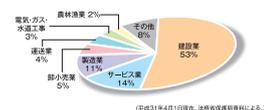
また、建設業、サービス業、製造業が全体の8割を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の8割を占めています。

犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰・職場定着のためには、事業主の方との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の方々に登録していただきたいと考えています。

▶ 協力雇用主への登録は、年々増えています!



▶ 様々な業種の事業主の登録をお願いします!



地域に密着した多くの事業主の方々のご理解とご協力を!  
**是非、協力雇用主としてご登録ください!**

**協力雇用主**

という社会貢献、やってみませんか。

登録のお申込み・お問合せは、最寄りの保護観察所へ

庁名	郵便番号	住所	電話番号
札幌保護観察所	006-0042	北海道札幌市中央区南12丁目	011-231-2925
仙台保護観察所	042-0050	宮城県仙台市青葉区10-1	011-231-2925
新潟保護観察所	070-0901	新潟県新潟市東区4丁目	0166-51-9376
東京保護観察所	086-8835	千葉県浦安市南1-10-3	0154-29-2000
横浜保護観察所	030-0951	東京都横浜市中区南1-2-2	0177-77-4119
静岡保護観察所	055-0023	静岡県静岡市東区6-20	019-824-3395
名古屋保護観察所	980-0812	岩手県山形市南2-1-1	022-221-1431
大阪保護観察所	980-0046	秋田県秋田市南2-1-2	019-826-9903
京都保護観察所	980-0017	山形県山形市南1-3-2	023-631-2277
福岡保護観察所	980-0062	福島県福島市南1-1-1	024-234-2246
札幌保護観察所	980-0062	福島県福島市南1-1-1	024-234-2246
仙台保護観察所	980-0062	福島県福島市南1-1-1	024-234-2246
新潟保護観察所	980-0062	福島県福島市南1-1-1	024-234-2246
東京保護観察所	980-0062	福島県福島市南1-1-1	024-234-2246
横浜保護観察所	980-0062	福島県福島市南1-1-1	024-234-2246
静岡保護観察所	980-0062	福島県福島市南1-1-1	024-234-2246
名古屋保護観察所	980-0062	福島県福島市南1-1-1	024-234-2246
大阪保護観察所	980-0062	福島県福島市南1-1-1	024-234-2246
京都保護観察所	980-0062	福島県福島市南1-1-1	024-234-2246
福岡保護観察所	980-0062	福島県福島市南1-1-1	024-234-2246

協力雇用主の意義は分かっけど、実際に雇うことには、やっぱり不安があるなあ…

そんな協力雇用主の方々の不安を軽減するために、国の支援制度があります!

**就労・職場定着奨励金**

刑務所出所者等を雇用した場合、最大12万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に就労継続の必要経費や生活費等を支給しているため、申請書や領収書等をお送りしていただき、審査後にその状況の報告を行っていただきます。

**最大48万円**

**就労継続奨励金**

刑務所出所者等を雇用してから5か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に就労継続の必要経費や生活費等を支給しているため、申請書や領収書等をお送りしていただき、審査後にその状況の報告を行っていただきます。

**最大24万円**

**身元保証制度**

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

**最大200万円**

**トライアル雇用制度**

刑務所出所者等を試行的に雇った場合、最大3か月、月額4万円をお支払いします。

※ 勤労トライアル雇用求人(ホームページ)に掲載されていること、雇用保険に加入していることが条件となります。

**最大12万円**

**職場体験講習**

刑務所出所者等に実際の職場体験や業務体験を行っていただいた場合、講習費をお支払いします。

※ 社会福祉士に加入していることが条件となります。

**最大2万4,000円**

**事業所見学会**

刑務所出所者等に実際の職場の見学機会を発生させることになり、就労への意欲を引き出します。

**公共調達における雇用実績の評価**

法務省発注の矯正施設に係る工事の一部の競争入札において、刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合價落札方式を採用しています。詳細は法務省ホームページをご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02\\_00045.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00045.html)

実際の雇用に当たっては、保護観察所が全面的にバックアップします。

**協力雇用主としてのやりがい**

(有)野口石油 代表取締役社長 野口義弘 さん

野口石油は、一人ひとりの関わりを大切にしています。人は誰でも一つは良いところを持っている。それをお互いに認め合える職場にしています。

それは保護観察少年を雇ってからです。保護費でやる義務は16歳の未成年で、刑務所生活で社会スキルで手を動かす。親戚の思い、周囲の目が厳格な手帳で、非行を繰り返してはダメ。本当に悔しい気持ちで、この仕事に就きました。多岐が強く、自他の持つ大切さを教えた。それからは、保護観察所、警察、児童相談所等から相談があれば全て受け入れ、社員30名がサポートして、指導しています。

厳しいワカシナシステムですが、彼らのお蔭で人手不足を経験したことがなく、経営を助けられています。

その縁が公益財団 雇用促進委員会会長(就労支援事業者機構理事)に就任して会員の方々と連携し、更生保護事業の発展にも携わっています。

出典：法務省資料による。

協力雇用主として、刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援にご理解とご協力を!



### (2) 各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号8】

農林水産省は、協力雇用主の拡大に向け、2014年度（平成26年度）から農林漁業の関係団体等に対して、協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。2016年度（平成28年度）からは、新規雇用に関する補助事業の説明会等において、個別の事業者に対しても協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。

厚生労働省は、協力雇用主募集のパンフレットをハローワークで配布するなど協力雇用主拡大に向けた広報活動を実施している。

### (3) 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】

法務省は、協力雇用主に関する積極的な広報啓発活動の実施やハローワークに求人登録をした事業者に対する働き掛け等を通じて、多様な業種の協力雇用主の開拓に向けた取組を行っている。また、2018年（平成30年）から2020年（令和2年）までの間、毎年1月から3月までの3か月を就労支援強化月間と定め、経済団体や業界団体に対して、協力雇用主の確保等に関する要請や経営者が参加するセミナーにおける協力雇用主制度の説明を行った。

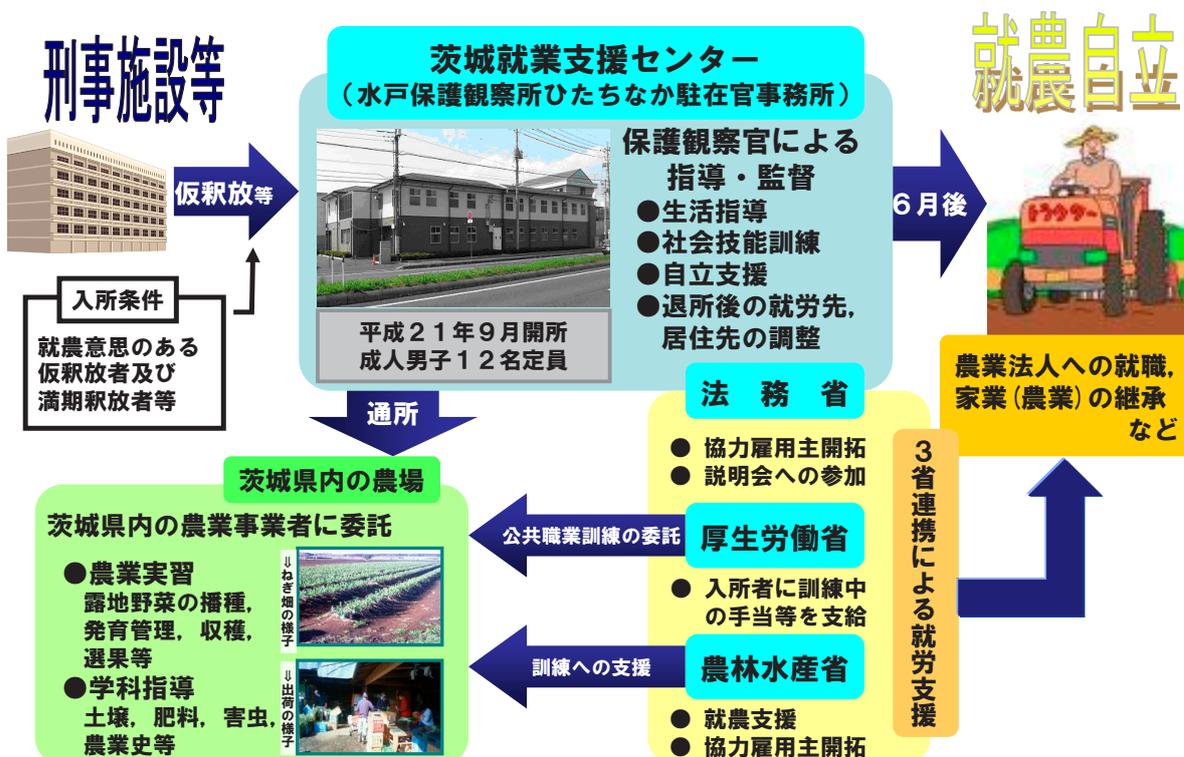
保護観察所において、ハローワーク、就労支援事業者機構等の関係機関・団体等と連携し、協力雇用主の少ない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努めている。その中でも、2019年度（令和元年度）は、更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】参照）を実施している21庁の保護観察所において、民間の就労支援事業所の企業ネットワークを生かした多様な業種の協力雇用主の開拓を行った。

さらに、法務省及び農林水産省は、2017年度（平成29年度）から、随時意見交換を行うとともに、茨城就業支援センター（資2-9-1参照）で農業訓練を終えた保護観察対象者を雇用した農業法人のヒアリングを行うなど、農業分野における協力雇用主の確保に向けた取組の強化を図っている。

これらの取組により、2019年10月1日時点で実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の数は1,556社にまで増加し、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（2014年（平成26年）12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において設定した数値目標（2020年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数に現在の3倍（約1,500社）にする）を達成した。

## 資2-9-1 茨城就業支援センターの概要

## 茨城就業支援センターの概要



出典：法務省資料による。

## 4 協力雇用主の活動に対する支援の充実

## (1) 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】

法務省は、コレワーク（【施策番号5イ】参照）において、企業等に対して刑務所出所者等の雇用に関する情報の発信を行っている。また、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等の就労支援に係る各種制度を紹介するパンフレットを作成し、協力雇用主等に配布して更なる理解促進に努めている。

保護観察所において、協力雇用主を対象とした研修等を実施し、協力雇用主として承知しておくべき基本的事項や雇用管理上の留意すべき事項について情報提供を行っている。研修においては、雇用事例の提供等を通して、実際に刑務所出所者等を雇用する上でのノウハウや活用できる支援制度、危機場面での対処法等について、協力雇用主が相互に情報交換を行っている。

また、協力雇用主が刑務所出所者等を雇用する上で必要な個人情報については、保護観察所において、当該刑務所出所者等に対し、雇用主への情報提供の必要性を説明し、理解や同意を得た上で提供している。

## (2) 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号11】

法務省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等が雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度（資2-11-1参照）を導入し、2014年度（平成26年度）から更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】参照）を実施している。また、2015年度（平成27年度）から刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対して、年間最大72万円を支給する刑務所出所者等就労奨励金制度（資2-11-2参照）を導入するとともに、協力雇用主等に対して矯正施設までの旅費支給を実施するなどし、協力雇用主の不安や負担の軽減を図っている。2019年度（令和

元年度)は、身元保証を2,082件、刑務所出所者等就労奨励金の支給を3,779件実施した。

加えて、2018年度(平成30年度)には、企業がコレワーク(【施策番号5イ】参照)に無料で電話相談ができる無料通話回線や、ウェブサイト上から簡単に問い合わせができるフォームを設置したほか、コレワークに刑務所出所者等の雇用について豊富な知見を持つ雇用支援アドバイザーを招へいして就労支援に係る相談会を実施するなど、刑務所出所者等を雇用する企業の不安、負担の軽減と継続的な支援に努めている。

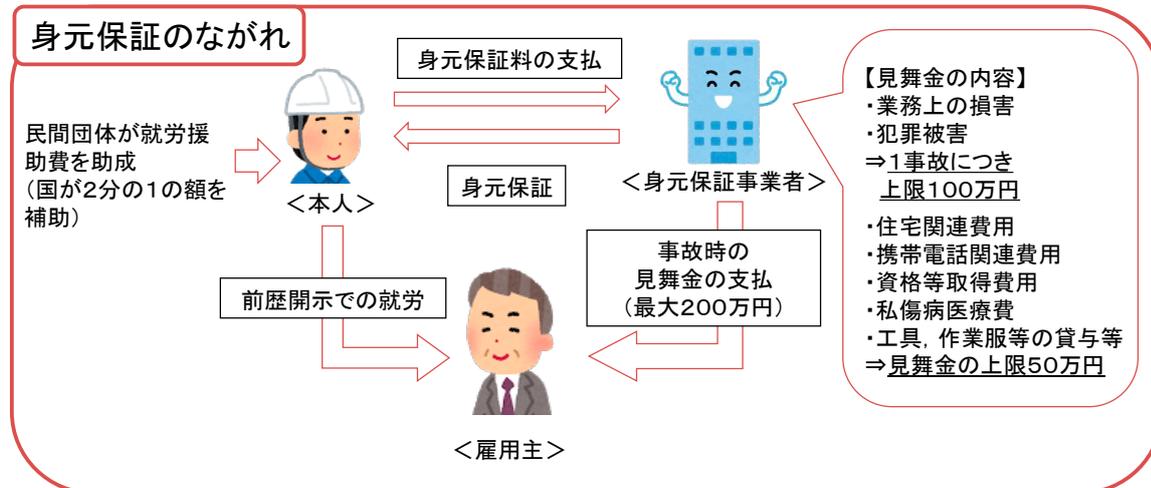
また、2018年度に実施した協力雇用主に対するアンケート調査(【施策番号4】参照)の結果等を踏まえて、保護観察所では、協力雇用主に対し、各種支援制度について丁寧に説明するとともに、相談等に乗ることで不安の軽減を図るよう努めている。

### 資2-11-1 身元保証制度の概要

## 身元保証制度

### 概要

就職時の身元保証人を確保できない保護観察対象者等について、民間事業者が1年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度



出典：法務省資料による。

# 刑務所出所者等就労奨励金

## 1 安定的で継続的な雇用の場合における就労奨励金の支給

刑務所出所者等が、刑務所・少年院在所中の職業訓練、就労支援等により、出所・退院後速やかに安定的で継続的な就労へ移行することを促すため、奨励金を支給

【支給要件】

- ①保護観察対象者等（仮釈放者、仮退院者又は満期釈放・退院後の更生緊急保護対象者）を雇用した協力雇用主
  - ②刑務所等在所中からの調整に基づき、出所・退院後速やかに雇用を開始
  - ③正社員又は1年以上の雇用継続が見込まれること
- ※短時間労働者（週20時間未満）を除く

**【支給額】 最大8万円×1～6か月目、最大12万円×2回（9、12か月目）（最長1年）**

## 2 その他の雇用の場合における就労奨励金の支給

上記以外の保護観察対象者等の雇用の場合も、より継続的な就労を促すため、奨励金を支給

【支給要件】 保護観察対象者等（上記以外の者）を雇用した協力雇用主

**【支給額】 最大2万円×1～3か月目、最大4万円×4～6か月目、最大12万円×2回（9、12か月目）（最長1年）**

※トライアル雇用奨励金（最長3か月）を受けた後、本雇用に移行する場合、4か月目から適用

出典：法務省資料による。

### (3) 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号12】

法務省は、身元保証制度（【施策番号11】参照）により、刑務所出所者等が負担する住宅関連費用を事業主が立て替えたまま返済されず未回収となった場合、当該事業主の一部見舞金を支給するなどの支援を行っている。

また、2018年度（平成30年度）に実施したアンケート調査（【施策番号4】参照）では、刑務所出所者等を雇用したことがある協力雇用主のおよそ5割が、雇用した刑務所出所者等のために住居を準備したことがあった。さらに、刑務所出所者等を雇用したことがある協力雇用主のおよそ2割が連帯保証人になったことがあり、そのうちおよそ4割が連帯保証人として、弁済をしたことがあると回答しており、保護観察所としては、住居を確保できない者を含めた刑務所出所者等を雇用する協力雇用主の経済的な不安や負担の軽減を図るため、身元保証制度や刑務所出所者等就労奨励金制度などについて丁寧に説明するとともに、活用促進を図っている。

#### (4) 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号13】

法務省及び厚生労働省は、各府省における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、2018年度（平成30年度）に協力雇用主募集のパンフレット（【施策番号7】参照）の内容の見直しを行い、同パンフレットを関係省庁に配布した上で、積極的な活用を依頼したほか、2019年度（令和元年度）は、協力雇用主募集ポスター（資2-13-1参照）を作成し、各府省に配布した上で、積極的な広報を依頼した。

また、協力雇用主に関する情報を法務省ウェブサイトに掲載し、随時更新や見直しを行っている。

#### 資2-13-1 協力雇用主ポスター



犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける  
協力雇用主を募集しています。

再犯防止 就労支援 6 冊  
お問い合わせは、最寄りの保護観察所へ（法務省ホームページでも申し込みが可能です）  
法務省 厚生労働省

出典：法務省資料による。

### 5 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等

#### (1) 国による雇用等【施策番号14】

法務省及び厚生労働省は、2013年度（平成25年度）から、保護処分を受けた保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組を行っており、2019年度（令和元年度）末までに、法務省65人（うち少年鑑別所56人）、厚生労働省1人の合計66人の少年を雇用した。雇用期間中は、少年の特性に配慮しつつ、就労を体験的に学ぶ機会を提供するとともに、必要に応じて少年からの相談に応じる等のサポートを行っている。

法務省は、これらの取組実績を踏まえ、保護処分を受けた保護観察対象者を雇用する上での留意事項を整理するとともに、2020年（令和2年）3月、他の府省庁に参考指針<sup>※10</sup>として示し、雇用受入れの検討等について協力を求めている。

#### (2) 協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号15】

法務省は、2015年度（平成27年度）から、法務省が発注する矯正施設の小規模な工事の調達について、協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式による競争入札を実施している。また、少額の随意契約による調達を行う場合には、見積りを求める事業者の選定に当たって、当該契約案件に適した協力雇用主を含めるよう考慮している。その結果、保護観察所が発注した公共調達について、協力雇用主が受注した件数は、2018年度（平成30年度）は21件、2019年度（令和元年度）は32件であった。

なお、2019年12月末現在、全国の都道府県及び市区町村のうち、150の地方公共団体（実施予定を含む。）では入札参加資格の審査に際して、58の地方公共団体では総合評価落札方式における評価に際して、それぞれ協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績等を評価している（資2-15-1参照）。

※10 参考指針 URL (<http://www.moj.go.jp/content/001318796.pdf>)



法務省は、これらの取組実績を踏まえ、協力雇用主の受注機会を増大させる上での留意事項を整理するとともに、2020年（令和2年）3月、他の府省庁に参考指針（【施策番号14】参照）として示し、受注機会の増大を図るための積極的な取組について協力を求めている。

## 資2-15-1 地方公共団体における協力雇用主支援等の取組について

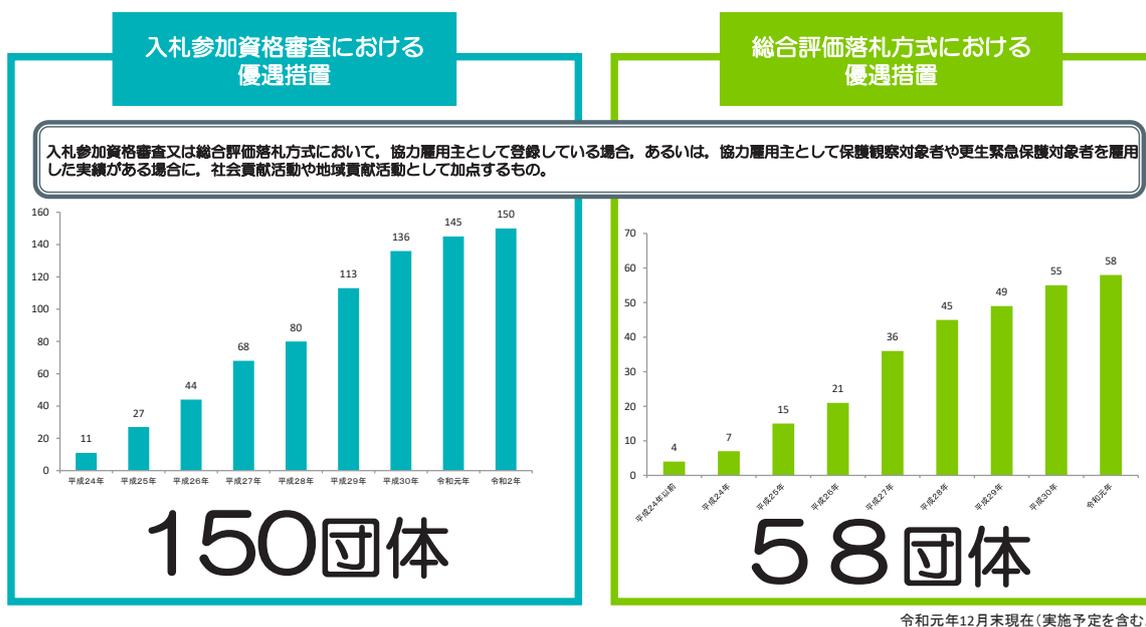
### 地方公共団体による協力雇用主支援等の現状

#### 取組の根拠

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抄）

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。



出典：法務省資料による。

#### (3) 補助金の活用【施策番号16】

法務省は、2019年度（令和元年度）、各府省における補助金事業を調査の上、協力雇用主であること等を評価に取り入れることなど、協力雇用主の活動に資する補助金の活用の在り方に関する検討・協議を行った。その結果、2020年度（令和2年度）には、総務省所管の補助金「地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000 プロジェクト）」において、一定の要件を満たした協力雇用主の活動への支援内容を強化するほか、農林水産省における補助金「農の雇用事業」において、協力雇用主を含む農業法人等が刑務所出所者等を雇用して研修を実施する場合に支援単価を加算することとした。法務省は、これらの補助金が有効に活用されるよう、要件を満たすと考えられる協力雇用主に対してこれらの補助金に係る手続等を周知し、活用の検討を働き掛けるなどしている。

#### (4) 協力雇用主に対する栄典【施策番号17】

法務省は、内閣府の協力を得て、協力雇用主に対する栄典の授与について検討を行い、2018年（平成30年）秋の褒章以降、更生保護に寄与した功績により、協力雇用主が藍綬褒章を受章している。

## 6 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実

### (1) 就労した者の離職の防止【施策番号18】

法務省は、少年院において、就労した者の離職を防止することを目的に、日本財団が実施している職親プロジェクト<sup>※11</sup>の参加企業の協力を得て、少年院在院者を対象に職場体験を積極的に実施する取組の試行を2017年度（平成29年度）から開始した。また、退院や仮退院をした者又はその保護者等から、就労に関することを含め、健全な社会生活を送る上での問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは少年院の職員が相談に応じることができる制度（少年院法（平成26年法律第58号）第146条）を設けており、2019年（令和元年）には退院者等からの相談を494件受け付けた。

少年鑑別所において、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談のほか、関係機関からの依頼に基づき情報提供、助言、心理検査等のアセスメント、その他の心理的援助等の各種の専門的支援を行うなど、地域社会のニーズに広く対応している。その一環として、犯罪をした者等に対して、仕事や職場の人間関係の悩み等について相談に応じ、助言を行うなど支援を行っている。

保護観察所において、保護観察対象者等に離職やトラブル等のおそれがあると認める場合、保護観察官が適時適切に当該保護観察対象者等に対する面接指導等を行い、就労した者の離職の防止に努めている。また、2012年（平成24年）1月から、東日本大震災による被災が特に甚大であった岩手県、宮城県及び福島県について、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号5ウ】参照）を実施しており、刑務所出所者等に対し、職場定着を実現するための支援及び就労を継続するために必要な住まい探し等の定住支援を併せて行っている。2019年度は、職場定着支援を109件、定住支援を22件実施した。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、就職した支援対象者や雇用主に対して、必要な相談・助言等を行い、離職を防止するための支援を行っている。

### (2) 雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号19】

法務省は、少年院において、少年院法第146条に基づき、少年院を出院した者を雇用した協力雇用主等からの相談を受け付けている（【施策番号18】参照）。

コレワークにおいても、協力雇用主の相談に応じるなど継続的支援を行っている（【施策番号5イ】参照）。

保護観察所において、協力雇用主が保護観察対象者等を雇用した場合は、その後のフォローアップとして、必要に応じ、保護観察官が当該協力雇用主のもとを訪問するなどし、保護観察対象者等の就業状況を把握するとともに、協力雇用主の相談等に応じている。また、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号5ウ】参照）においても、協力雇用主に対し、職場定着を実現するための支援を行っている。加えて、協力雇用主に対する具体的な支援の充実策を検討するため、2018年度（平成30年度）にアンケート調査（【施策番号4】参照）を実施したところ、刑務所出所者等を雇用したことがあると回答した協力雇用主のおよそ5割が、雇用した刑務所出所者等が無断欠勤、意欲の乏しさ、人間関係のトラブルといった就労上の問題を抱えていることに加え、雇用しても、雇用後半年以内に辞めてしまうと回答しており、就労を継続させていくためには、被雇用者及び協力雇用主双方に対する継続的な訪問・指導等のフォローアップが必要であることが明らかになった。そのため、2020年度（令和2年度）は、更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】参照）を22庁の保護観察所に拡充し、就労継続に必要な寄り添い型の支援を協力雇用主及び保護観察対象者等の双方に行う「職場定着

※11 職親プロジェクト

日本財団と企業が連携し、少年院出院者や刑務所出所者の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間作りの面から包括的に支えることで、「誰でもやり直しができる社会」の実現を目指す民間発意の取組。

支援」を新たに実施（「雇用基盤整備」は2019年度（令和元年度）で終了）することとしている。

ハローワークの取組は【施策番号18】を参照。

### (3) 離職した者の再就職支援【施策番号20】

法務省は、保護観察所において、離職した保護観察対象者に対し、保護観察官が面接指導等により再就職を促すなどしており、特に、更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】参照）を実施している22庁においては、就職活動に対する支援が必要と認められる保護観察対象者等に対し、更生保護就労支援事業所がきめ細かな就職活動支援を行っている。また、地域によっては、協力雇用主らが、協力雇用主のネットワーク組織である協力雇用主会を組織し、情報交換等を行いながら、保護観察対象者等の雇用に取り組んでいることから、同会との連携を通じて、離職者も含めた無職の保護観察対象者等の就職支援を進めている。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、支援対象者が離職して再び就職に向けた支援を行う必要がある場合は、速やかに再就職ができるよう職業相談・職業紹介等を行っている。

## 7 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

### (1) 受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号21】

法務省は、受刑者に従事させる刑務作業について、単純な軽作業から高度な機械操作を要する作業まで、幅広い種類の作業の中から本人の資質、能力及び就労歴等を考慮した上で指定している。刑事施設においては、より多くの作業内容から選定できるよう、様々な業種の民間企業に対する受注活動を行っている。2020年度（令和2年度）から、高齢により日常生活に支障が生じている者や心身の疾患等を有する者に対して、作業療法士等の専門的評価やアドバイスを得ながら、身体機能や認知機能の維持・向上を図り、段階的に一般的な生産作業に移行させるとともに、社会復帰に向けて身体機能及び認知機能を維持又は向上させる機能向上作業を一部施設において試行することとしている。

さらに、法務省は、福祉的支援の対象外であるものの、知的能力に制約がある、あるいは集中力が続かないなどの特性を有しているため、一般就労が困難あるいは継続できない、一般就労と福祉的支援の狭間にある者について、矯正施設在所中に、社会生活に必要な認知機能等の強化を図るとともに、就労先等を確保するため、2019年度（令和元年度）から、広島大学と連携し、作業療法を活用したプログラムの実施等を一部施設において試行している。

### (2) 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号22】

法務省及び厚生労働省は、2006年度（平成18年度）から、保護観察官、ハローワーク職員から構成される就労支援チームを設置して、保護観察対象者等に対する就労支援を実施している（【施策番号5ア】参照）。保護観察対象者等のうち、障害者、生活困窮者等についても個々の障害や困窮の程度に応じて必要かつ適切な支援を検討・実施している。

法務省は、矯正施設在所者のうち障害等により就労が困難な者に対し、2014年度（平成26年度）から社会内で利用できる就労支援制度を紹介するためのリーフレット（資2-22-1参照）を配布しており、2019年度（令和元年度）は、少年院在院者を含め、延べ2,120部を配布した。

厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、就労意欲やその程度等に応じた希望する就労が実現できるよう、引き続き、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業、就労定着支援事業（以下「就労系サービス」という。資2-22-2参照。）に取り組んでいる。

そうした中で、障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法<sup>\*12</sup>に基づく通院医療の利

\*12 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）

用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細やかな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携など手厚い専門的な対応が必要であるため、2018年度（平成30年度）障害福祉サービス等報酬改定において、「社会生活支援特別加算」を創設した。同加算では、訓練系、就労系サービス事業所（就労定着支援事業を除く。）において、精神保健福祉士等の配置により矯正施設出所者等である障害者を支援していること、又は病院等との連携により精神保健福祉士等が事業所を訪問して矯正施設出所者等である障害者を支援していることを報酬上評価して、受入れの促進を図ることとしている。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行う生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）においても、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対する就労支援が可能であり、同法に基づく就労準備支援事業（資2-22-3参照）や就労訓練事業（資2-22-4参照）により、個々の状態像に合わせた個別の支援を展開している。

さらに、生活困窮者の一層の自立を促進するため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による改正後の生活困窮者自立支援法において、福祉事務所設置地方公共団体の任意事業である就労準備支援事業について、その実施を努力義務としたほか、対象者の年齢要件を撤廃し65歳以上も利用可能とすること等により、多様化する就労支援ニーズをとらえた事業の実施を図っている。

資2-22-1 就労支援制度の紹介のリーフレット



出典：法務省資料による。

資2-22-2 就労系障害福祉サービスの概要

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間：2年) ※必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間：制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間：制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間：3年)
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用につけなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につけなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
報酬単価	502～1,094単位/日 <定員20人以下の場合> ※定員規模に応じた設定 ※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬	324～618単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合> ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均労働時間が長いほど高い報酬	565～649単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合> ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均工賃月額が高いほど高い報酬	1,045～3,215単位/月 <利用者数20人以下の場合> ※利用者数に応じた設定 ※就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)が高いほど高い報酬
事業所数	3,090事業所 (国保連データ令和2年3月)	3,842事業所 (国保連データ令和2年3月)	13,117事業所 (国保連データ令和2年3月)	1,215事業所 (国保連データ令和2年3月)
利用者数	33,548人 (国保連データ令和2年3月)	72,197人 (国保連データ令和2年3月)	269,339人 (国保連データ令和2年3月)	110,377人 (国保連データ令和2年3月)

出典：厚生労働省資料による。

資2-22-3 就労準備支援事業の概要

就労準備支援事業について

事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

支援の内容

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わり方に不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)
- 通所、合宿等の様々な形態で実施。  
(多様な支援メニューの例)  
・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接  
・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加  
・就農訓練事業(平成28年4月より開始)  
・福祉専門職との連携支援事業(平成29年4月より開始) 等

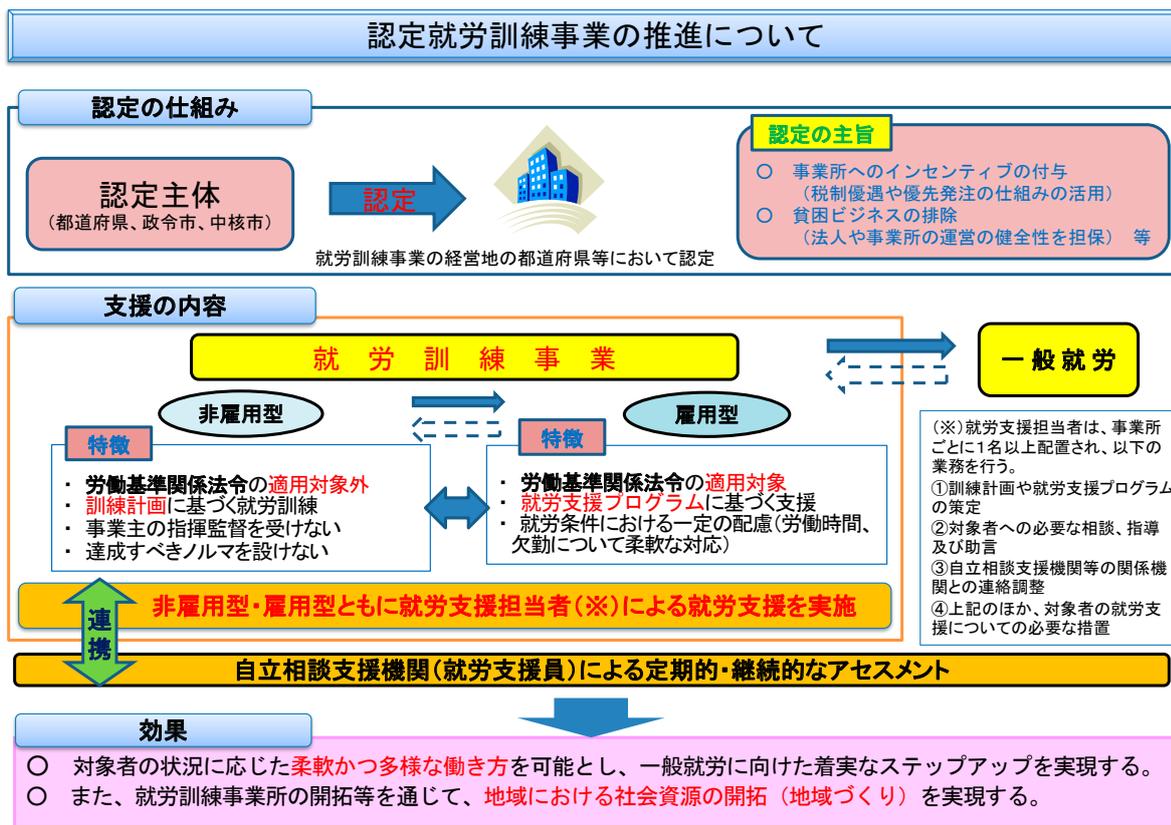


効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

出典：厚生労働省資料による。

## 資2-22-4 就労訓練事業の概要



出典：厚生労働省資料による。

### (3) ソーシャルビジネスとの連携【施策番号23】

法務省は、全国の保護観察所において、労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る、いわゆる「ソーシャル・ファーム」との連携を進め、2020年度(令和2年度)5月末現在、全国145団体との間で、雇用や受入れ等の連携を実施している。また、2013年度(平成25年度)から、いわゆる「ソーシャル・ファーム」と保護観察所との間で「ソーシャル・ファーム雇用推進連絡協議会」を開催し、相互理解を深めるとともに、一般就労と福祉的支援との狭間にある者への就労支援について協議を行っており、2019年度(令和元年度)は3回開催した。こうした中で、協力雇用主への登録に理解を示すソーシャル・ファームについては、協力雇用主としての登録も促している。

なお、2018年度(平成30年度)から、ソーシャルビジネスを運営する企業の視察等を通じ、矯正施設とソーシャルビジネスとの連携の在り方等についての検討も進めており、ソーシャル・ファームと連携し、少年院在院者が同ファームに帰住し、生活の安定を図るための支援の枠組みを構築するための検討を行っているところ、2019年度は、この取組の中で、1名の在院者がソーシャルファームに帰住した。

さらに、2019年6月に決定された「農福連携<sup>※13</sup>等推進ビジョン」において、犯罪をした者等の立ち直りに向けた取組への広がりが見込まれたことから、法務省及び農林水産省が連携し、一般就労と福祉的支援との狭間にある刑務所出所者等の就農に向けた取組を推進している。

※13 農福連携

農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。

## 第2節 住居の確保等

### 1 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

#### (1) 帰住先確保に向けた迅速な調整【施策番号24】

法務省は、更生保護法（平成19年法律第88号）の一部改正により、2016年（平成28年）6月から、保護観察所が行う受刑者等の釈放後の生活環境の調整<sup>\*14</sup>の充実を図っている。具体的には、生活環境の調整に対する地方更生保護委員会の関与を強化し、地方更生保護委員会が、矯正施設収容後の早期の段階から受刑者等に対し帰住先<sup>\*15</sup>等に関する調査を行うなどした上で、保護観察所に対して指導・助言・連絡調整を行い、保護観察所はこれを踏まえて、例えば薬物依存がある受刑者等に対し、薬物依存からの回復支援等を受けることができる民間団体等への帰住を調整するなど、適切な帰住先を迅速に確保するための取組を行っており、2019年（令和元年）は、地方更生保護委員会における受刑者等に対する帰住先等に関する面接調査が3,557件行われた。また、「再犯防止推進計画加速化プラン」（2019年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用を図ることを明記し（【第1章第1節】参照）、2020年度（令和2年度）からは、専ら当該調査及び調整を行う地方更生保護委員会の保護観察官を全国の刑事施設11庁に駐在させることとし、その運用の積極化を図っている。

#### (2) 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号25】

法務省は、刑事施設において、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資するよう、受刑者と親族や雇用主等との外部交通（面会、信書の発受及び電話等による意思連絡）の適切な運用に努めている。

少年院において、保護者に対し、在院者に対する教育方針や教育内容・方法、社会復帰に向けた支援の実施等への理解と協力を得るため、在院者の処遇に関する情報提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する活動への参加の依頼等を行っており、2019年（令和元年）は、延べ898回の保護者会を実施し、延べ3,873人の保護者が参加した。また、保護者の矯正教育<sup>\*16</sup>への理解を促進し、職員と協働して在院者の有する問題及び課題を解決するために努力する意欲を向上させること、在院者との相互理解を深めさせること、在院者を監護する役割についての認識を深めさせることを目的として、保護者参加型プログラムを実施している。2019年は、各種行事への参加や、非行問題に関する親子講座等、延べ290回の保護者参加型プログラムが実施され、延べ2,617人の保護者が参加した。

保護観察所において、受刑者等の出所後の生活環境の調整の一環として、受刑者等の親族等に対し、受刑者等の改善更生を助けることへの理解や協力を求めるとともに、相談に応じたり、支援機関の情報提供をしたりするなど、必要に応じた支援を実施している。例えば、薬物依存がある受刑者等の家族に対しては、薬物依存についての知識、本人との接し方、他の関係機関や民間団体からの支援にはどのようなものがあるかといった助言等を行うため、引受人・家族会<sup>\*17</sup>を開催している。2019年度は、引受人・家族会を210回実施し、1,914人の引受人や家族が参加した。

※14 生活環境の調整

受刑者等の出所後の帰住先を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住先地域の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。調整結果に基づき、仮釈放等審理が行われるほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察が行われる。

※15 帰住先

帰住先とは、刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。

※16 矯正教育

少年院が、保護処分又は刑の執行として、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させるために行う体系的かつ組織的な指導。

※17 引受人・家族会

保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある生活環境調整対象者又は保護観察対象者の引受人や家族が薬物依存に関する正確な知識を持ち、薬物依存当事者に対して適切に対応する方法を身に付けることや、支援機関等の情報を得て家族等自身が必要な支援を受けることができるようになること等を目的として、医療・保健・福祉機関や自助グループ等と連携して薬物依存者の家族等を対象として定期的に引受人・家族会を実施している。

## 2 更生保護施設等の一時的な居場所の充実

### (1) 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号26】

更生保護施設は、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護<sup>※18</sup>の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供をするほか、社会復帰のための就職援助や生活相談等を行う施設である。

2020年（令和2年）4月現在、全国に103の施設があり、更生保護法人<sup>※19</sup>により100施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ1施設が運営されている。その内訳は、男性のみ受け入れている施設が88、女性のみ受け入れている施設が7、男女とも受け入れている施設が8となっている。収容定員の総計は2,392人であり、男性が成人1,886人と少年321人、女性が成人134人と少年51人である。

2019年度（令和元年度）の委託実人員は7,682人（そのうち、新たに委託を開始した人員は6,001人）、延べ人員は61万153人であった。法務省は、刑務所出所者等がそれぞれの問題性に応じた支援を受けられるよう、更生保護施設のうち一部を、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や、薬物依存からの回復を支援する薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、これらの指定する施設を拡大すること等により更生保護施設の受入れ及び処遇機能の充実を図っている（指定更生保護施設については【施策番号37】を、薬物処遇重点実施更生保護施設については【施策番号46】を参照）。

また、2019年12月に、犯罪対策閣僚会議において決定した「再犯防止推進計画加速化プラン」においては、2022年（令和4年）までに満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させることを成果目標としており、それを踏まえ、更生保護施設における、満期釈放者に対する受入れや相談支援等の充実について検討を進めている（【第1章第1節】参照）。

### (2) 更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号27】

法務省は、保護観察対象者等が抱える問題の複雑化など、近年の更生保護事業<sup>※20</sup>を取り巻く状況の変化を踏まえた今後の更生保護事業に関する検討を行うため、2018年度（平成30年度）に引き続き、2019年度（令和元年度）も更生保護事業の実務者等による意見交換会を開催した。また、2018年度に開催した学識経験者等を構成員とする有識者検討会及び意見交換会による検討を踏まえ、2019年度には、全国の更生保護事業者と協議・検討を行う「更生保護事業に関する地方別検討会」を開催した。

2019年3月、有識者検討会から、更生保護施設における処遇や支援の充実強化等を内容とする「これからの更生保護事業に関する提言」<sup>※21</sup>を得たことを踏まえ、所要の検討を行った（【施策番号95】参照）。

※18 更生緊急保護

更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に基づき、保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。

※19 更生保護法人

更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に定める法人で、更生保護施設の運営など更生保護事業を営むことを目的とする団体が、更生保護事業法の規定に基づき、法務大臣の認可を受けて設立する法人。

※20 更生保護事業

更生保護事業法第2条第1項に定める事業で、「継続保護事業」、「一時保護事業」及び「連絡助成事業」をいう。

継続保護事業とは、保護観察対象者等を更生保護施設に収容して、宿泊場所を供与し、必要な生活指導等を行い、その改善更生に必要な保護を行う事業。

一時保護事業とは、保護観察対象者等に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業。

連絡助成事業とは、継続保護事業、一時保護事業その他保護観察対象者等の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業。

※21 「これからの更生保護事業に関する提言」 関係資料URL

[http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogol2\\_00002.html](http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogol2_00002.html)

（法務省ホームページ「これからの更生保護事業に関する有識者検討会について」ページへリンク。）



(3) 自立準備ホームの確保と活用【施策番号28】

法務省は、社会の中に多様な居場所を確保する方策として、2011年度（平成23年度）から、「緊急的住居確保・自立支援対策」（資2-28-1参照）を実施している。これは、更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察所が、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導（自立準備支援）を委託するものであり、この宿泊場所は自立準備ホームと呼ばれている。2020年（令和2年）4月現在の登録事業者数は432事業者であり、その内訳は、特定非営利活動法人が156、会社法人が95、宗教法人が43、その他が138となっており、多様な法人・団体が登録されている。2019年度（令和元年度）の委託実人員は1,709人（そのうち、新たに委託を開始した人員は1,379人）、1日当たり1人を単位とした年間収容延べ人員は13万4,154人であった。

資2-28-1 緊急的住居確保・自立支援対策の概要

緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）の概要

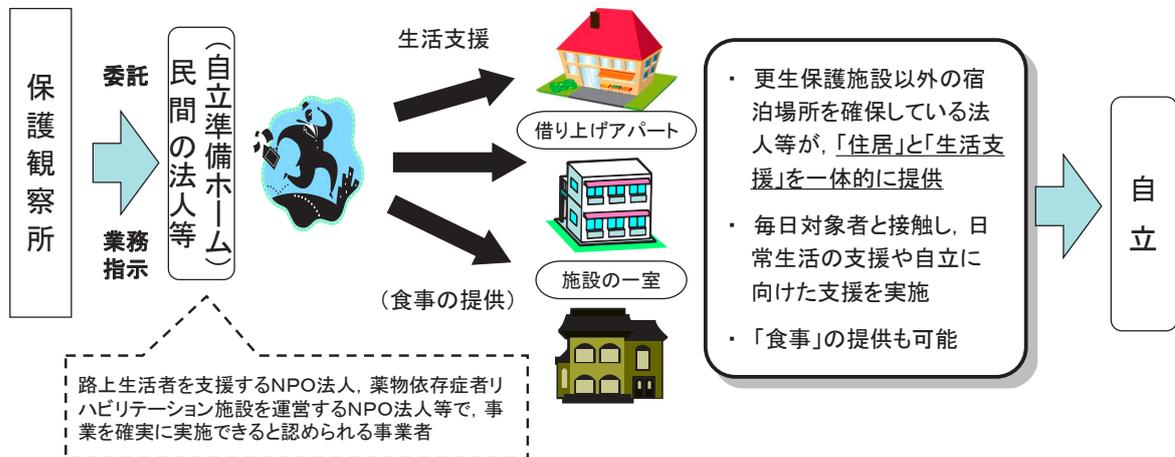
更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策



出典：法務省資料による。

## Column

## 2

## 更生保護施設における処遇やフォローアップ事業の充実について

備作恵済会古松園施設長 岩戸 顕

「先生、帰ったよ！～」事務所に爽やかな声が響く。彼は、6年前に当園で保護していた者である。彼が起こした事件は、飲酒やパチンコ遊びによる浪費から、家族にお金を管理され、思うようにお金を使えずに不満を募らせていた時期に、飲酒の上、将来に希望を持たずに希死念慮を抱き、自宅に放火して全焼させ、寝ていた母親を焼死させたというものである。懲役刑の判決を受け、長期の服役を経て、家族が引受けを拒否したため、当園に入ることとなった。彼には軽度の知的障害があった。

当園の処遇理念は、在園者らに感動・感銘を与え、自らの行動を振り返り、自らが立ち直るように気付かせることにあり、豊かな人間性を取り戻して、再犯をしない決意を固めさせるものである。これらの処遇は、職員と彼らに信頼関係がないと、成し得ないものである。

当園では、独自に行っている特別指導の一つとして、自分の犯した罪について、何が原因なのか、①自己の問題なのか、②金銭の問題なのか、③対人関係の問題なのか、④家族の問題なのか、⑤性格の問題なのか、を振り返って考えさせ、それぞれの問題について、ドキュメンタリー番組を教材にして、例えば、身体が不自由でも強く生き抜く姿、災害に見舞われて苦しくても強く生きる姿等を見ることにより考えさせ、感動・感銘を与え、自ら頑張ろうとする心が醸成されるよう働き掛けている。感動・感銘を受けさせることなどにより心を大きく動かさなければならない、これが教育だと私は考えている。

また、当園では、2019年度（令和元年度）から保護犬（セラピードッグ、名前は「ケンタ」）を飼育している。犬はしゃべらないが、代わりに、表情で応えてくれる。仕事から帰ってきた在園者に、耳をぺしゃんこにして、嬉しさを表現してくれる。少しでも在園者の癒しになれば幸いである。

冒頭の彼は、私を信頼し、当園を出た後も毎日のように、就労継続支援B型事業所からの帰りに、当園に立ち寄っている。もう、かれこれ6年以上になる。今は、アパートで一人暮らしをし、自炊をしている（一週間に一度、ヘルパーが来ている）。フォローアップ事業とはいえ、誰がいつまで支援するべきなのだろうか。目先の短期間でよいのか、エンドレスで行うためにはどのようにすればよいのか、悩ましいところである。

過日、フォローアップで来訪していた元・在園者が突然、亡くなった。生活保護の受給者で、その葬儀に参列したが、見送りの家族の少なさに愕然とし、悲しかった。お棺に入れる少量のお花だけで、飾り花は無かった。生まれたときは、周りから祝福されていただろうにと思うと、やり切れない気持ちである。これが、更生保護施設の職員としてのフォローアップの最後かと思うと、空しさを禁じ得ない。心のつながりを深く持ち過ぎることも、罪深いものと感じる瞬間がある。

けれども、フォローアップとは、単に人と人のつながりに終わることなく、心を通わせて初めて生きるものと信じている。



特別指導の様子【写真提供：古松園】



セラピードッグのケンタ【写真提供：古松園】

### 3 地域社会における定住先の確保

#### (1) 住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】

法務省は、犯罪をした者等の中には地域社会に適切な定住先を確保できない者がいるという課題を踏まえ、2018年度（平成30年度）に更生保護施設職員等に対して、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因についてアンケートを行ったところ、賃貸契約時の連帯保証人の確保や経済基盤の問題等が挙げられた。また、「再犯防止推進計画加速化プラン」（2019年（令和元年）12月23日犯罪対策閣僚会議決定）においては、生活環境の調整等による受け皿の確保として「居住支援法人<sup>\*22</sup>と連携した新たな支援の在り方を検討する」こととしており、これを踏まえ、具体的な支援の在り方について検討することとしている（【第1章第1節】参照）。

#### (2) 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】

法務省は、公営住宅の事業主体である地方公共団体から相談があった際には、更生保護官署において、その相談内容を踏まえて保護観察対象者等に指導及び助言を行うとともに、身元保証制度（【施策番号11】参照）の活用事例について情報提供等を行うことで、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を行っている。

#### (3) 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】

国土交通省は、2017年（平成29年）12月に、各地方公共団体に対して、保護観察対象者等が住宅に困窮している状況や地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討するよう要請を行い、あわせて、矯正施設出所者が該当する可能性が高い「著しく所得の低い世帯」は、公募が原則である公営住宅において、特に居住の安定確保が必要な者として、各事業主体の判断により、抽選倍率を優遇するなどの優先入居の取扱いが可能であることを踏まえ、「著しく所得の低い世帯」を優先入居の対象とすることについても適切な対応を要請するなど、公営住宅への入居における特別な配慮を行っている。

#### (4) 賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】

法務省は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者<sup>\*23</sup>に該当する者に対して、個別の事情に応じ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施している。また、更生保護施設退所者の住居確保の観点から、保護観察対象者等の入居を拒まない住居の開拓・確保にも努めている。加えて、2012年（平成24年）1月から、東日本大震災による被災が特に甚大であった岩手県、宮城県及び福島県について、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号18】参照）として、定住先が円滑に確保できない保護観察対象者等に対し、定住を実現するための支援を行っている。

#### (5) 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号33】

法務省は、刑事施設において、出所後の社会生活で直ちに必要となる知識の付与等を目的として、講話や個別面接等を行い釈放前の指導を実施している。特に、適当な帰住先が確保できていないな

※22 居住支援法人

居住支援法人（住居確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する法人）とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助などを実施する法人として都道府県が指定するもの。

※23 住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者、保護観察対象者等。

ど、釈放後の生活が不安定となることが見込まれる満期出所者に対しては、刑事施設に配置された福祉専門官や非常勤の社会福祉士等が個別面接を行うなどして、受刑者本人のニーズを把握しながら、更生緊急保護（【施策番号26】参照）の制度や、社会保障等の社会における各種手続に関する知識を付与し、必要な支援につなぐための働き掛けを行っている。

また、保護観察所において、帰住先を確保できないまま満期出所した更生緊急保護対象者に対して、更生保護施設等への委託をするほか、必要に応じて保健医療・福祉関係機関等の地域の支援機関等についての情報の提供を行うなどして、一時的な居場所の提供や地域社会における定住先の確保のための取組の充実を図っている。2019年（令和元年）は、更生保護施設及び自立準備ホームに対して、2,731人の満期出所者への宿泊場所の提供等を委託し、これらの者の一時的な居場所を確保した。

